

第1章 共通操作

1. 電子契約ポータルサイトから電子申請システムへのアクセス

1) 新規申請の操作

電子契約ポータルサイトから新規登録の操作をする必要があります。

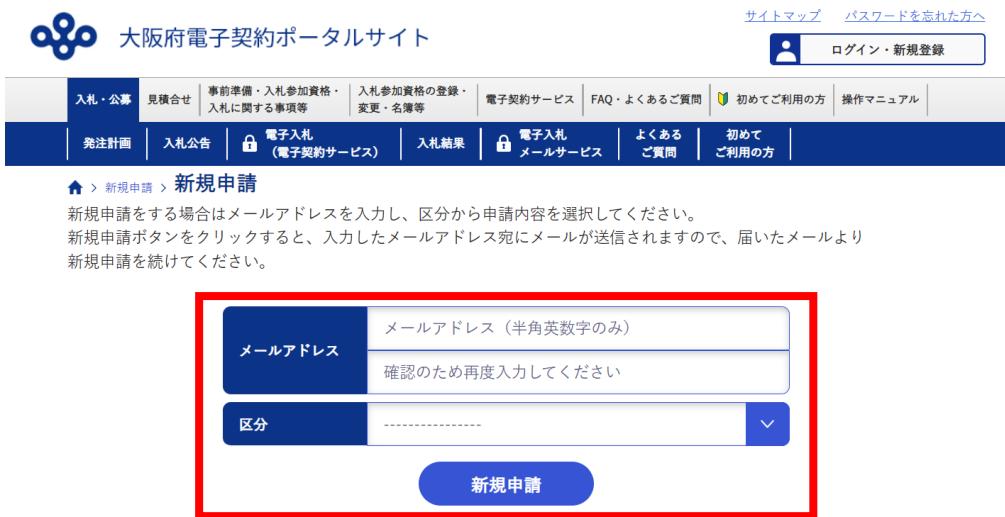
※これまで大阪府の入札参加資格（建設工事等、物品関係、請負契約業務）登録を行っていない方で、初めて競争入札参加資格登録を行う方向けの操作となります。



電子契約ポータルサイトのトップ画面右上にある**ログイン・新規登録**ボタンをクリックします。
ログイン画面が表示されます。



ログイン画面の下部にある**新規登録**ボタンをクリックします。
新規申請画面が表示されます。



大阪府電子契約ポータルサイト

新規申請 > 新規申請

新規申請をする場合はメールアドレスを入力し、区分から申請内容を選択してください。

新規申請ボタンをクリックすると、入力したメールアドレス宛にメールが送信されますので、届いたメールより新規申請を続けてください。

メールアドレス (半角英数字のみ)

確認のため再度入力してください

区分

新規申請

メールアドレスを入力し、新規申請の区分を選択後、**新規申請**をクリックしてください。

新規申請をクリック後、入力したメールアドレス宛に新規申請用のメールが送信されます。

メールに記載されているリンク URL にアクセスすることで、新規申請の各種入力に移ることができます。



区分について

区分は、以下①～⑥の中から選択してください。

①建設工事競争入札随時申請 新規申請 (初めて登録する方)

初めて建設工事競争入札参加資格登録を行う場合は、ここから申請を行ってください。

②建設工事一般入札 (特定調達契約) 随時申請 新規申請 (初めて登録する方)

初めて建設工事一般競争入札 (特定調達契約) 参加資格登録を行う場合は、ここから申請を行ってください。

③測量・建設コンサルタント等業務競争入札随時申請 新規申請 (初めて登録する方)

初めて測量・建設コンサルタント等業務競争入札参加資格登録を行う場合は、ここから申請を行ってください。

④物品・委託役務関係競争入札参加資格登録 新規申請 (初めて登録する方)

初めて大阪府の物品・委託役務関係等競争入札参加資格登録を行う方は、ここから申請を行ってください。

⑤委託役務随意契約業者登録申請 新規申請 (資格登録の経験なし)

⑥負担金協定・工事等随意契約業者登録申請 新規申請 (資格登録の経験なし)

大阪府の負担金協定・工事等随意契約及び委託役務随意契約業者の契約先等の登録のない方は、こちらから申請を行ってください。

※⑤⑥の申請は、大阪府より登録申請の指示があった場合のみ行ってください。

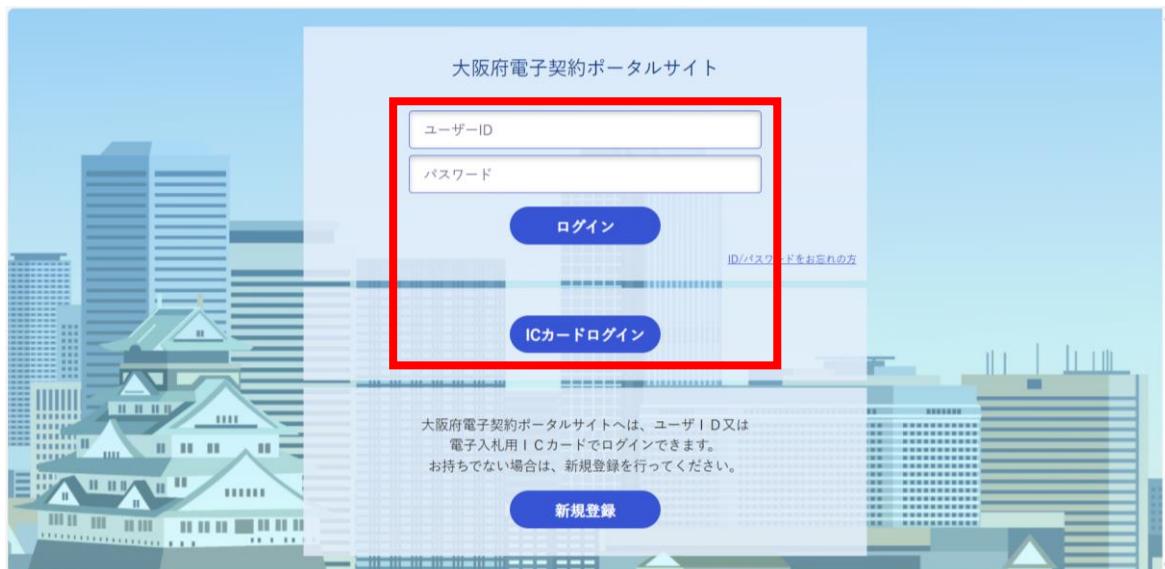
2) 電子契約ポータルサイトから電子申請システムへのログイン

(登録履歴のある方向け)

電子契約ポータルサイトにログインの操作をする必要があります。



電子契約ポータルサイトのトップ画面右上にある「ログイン・新規登録」ボタンをクリックします。
ログイン画面が表示されます。



ID・パスワードによるログインもしくは、電子入札用ICカードによるログインによりログインします。

※ログインの操作については、「電子契約ポータルサイト操作マニュアル 3. ログイン画面」を参照してください。



ログイン後、電子契約ポータルサイトトップ画面のタブ**入札参加資格の登録・変更・名簿等**をクリック

し、**入札参加資格審査申請**をクリックします。

⇒電子申請システムが起動します。